



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除(所得拡大税制)

従業員を多く雇用したり、既存の従業員の給与を増加させた場合に、法人税や所得税が減免されます。これには、いくつかの要件があり該当した場合には減税という恩恵が受けられます。また平成29年4月1日以後に開始する事業年度から、減税額が約2倍になりました。

つまり従業員を多く採用し、賃上げをして給与をたくさん支払った企業はうまくいけば最高で、給与の増加額の22%の税金が減税になります。

年間200万円の給与の増加で、44万円減税が可能です。
ただし、役員やその親族に支払った報酬等は除かれます

中小企業については(個人事業も含む)改正前の制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を大幅に拡充されました。(前年度からの増加分について22%)

<所得拡大促進税制の見直し>

【要件】

- 給与等支給総額：平成24年度から一定割合(3%)以上増加
- 給与等支給総額：前事業年度以上
- 平均給与等支給額：前事業年度を上回る

【税額控除】

給与等支給総額の前年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乘せ 合計22%
(賃上げ率2%以上の場合)

平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。